

-松山市事業承継促進補助金のご案内-

ご利用に際しての注意事項

本補助金の申請に際しては、事業承継成立前に「愛媛県事業引継ぎ支援センター」から事業承継に係る相談等の支援を受けたことの証明が必要ですのでご注意ください。

1 事業の目的

市内中小企業者の円滑な事業承継を図るため、「愛媛県事業引継ぎ支援センター」の支援を受け、事業の引継ぎを受けた事業者に対し、その後の経営促進等に係る必要経費を補助する制度です。

2 補助額・対象経費

事業承継成立日(契約書締結日)から最大6か月以内に要した以下の補助対象経費について補助します。

補助額: 上限20万円(補助率1/2)

- ①事業承継後に必要な官公庁への申請書類作成手続に係る経費
- ②専門家等に対する事業承継後の経営相談等の経営促進に係る経費
- ③事業所のPRや商品・サービスの広告宣伝などを目的とした広報費用

※補助金の交付は同一の申請者につき1回を限度とします。

※対象経費の詳細は、「松山市事業承継促進補助金補足説明書」をご覧ください。

3 補助対象者

制度のご利用には、以下の条件を全て満たすことが必要です。

- ①事業承継成立前に「愛媛県事業引継ぎ支援センター」から事業承継に係る支援を受けていること
- ②市内の中小企業者から事業を全て引き継いだ事業者であること
- ③平成29年4月1日以降に事業承継に係る契約が成立した者であること
- ④事業承継に係る契約成立後6か月以内に事業を開始すること
- ⑤中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であること
- ⑥個人事業者の場合は、市内に住所を有し、法人の場合は、市内に本店又は支店がある者
※個人事業者で市外からの移住者の場合は、交付申請時まで松山市に住民票があること
- ⑦「親族」以外の「従業員」又は「第三者」であること
- ⑧補助金の交付申請時に事業の引継ぎを受けた者が直接、事業又は営業に携わっていること
- ⑨市税等の滞納がない者
- ⑩公序良俗に反しない者

(裏面もご覧ください)

①指定申請(事業承継成立日から1か月以内に申請書類等を提出して下さい)

※事業承継成立日とは、事業承継に係る契約書の締結日となります。

【指定申請に必要な書類】

補助対象事業指定申請

- ①補助対象事業指定申請書(様式第1号)
- ②愛媛県事業引継ぎ支援センター相談受付証明書(様式第2号)
- ③事業承継に係る契約書の写し
- ④誓約書
- ⑤その他市長が必要と認める書類

②指定通知(市から通知します)

③補助金交付申請(事業承継成立日から6か月以内に提出して下さい)

※事業承継に係る契約書の締結をしていますが、交付申請時まで事業の引継ぎがなされず、新代表者が直接、事業又は営業に携わっていない場合は、本補助の対象外となります。

【交付申請に必要な書類】

補助金交付申請

- ①補助金交付申請書(様式第4号)
- ②経費報告書(様式第5号)※領収書などの支払い証拠書類(写)が必要となります。
- ③開業届出書の写し又は法人登記の写し
- ④市税の完納証明書(課税のある場合)
- ⑤住民票(個人事業者の場合)
- ⑥その他市長が必要と認める書類

④補助金の請求(交付決定日から1か月以内に請求書を提出して下さい)

⑤補助金の交付(市から指定口座に入金します)

松山市地域経済課 中小企業支援担当

〒790-8571 松山市二番町四丁目7-2 本館8階

TEL:089-948-6783/FAX:089-934-1844

※申請書等様式は、松山市のホームページからダウンロードできます。

詳しくは市HPで [松山市事業承継促進補助金](#) [検索](#)

※「愛媛県事業引継ぎ支援センター」による支援については、以下の窓口にお問い合わせ下さい。

※本補助制度に関する問い合わせや申請は、上記の松山市地域経済課となりますのでご注意ください。

〒790-0067 愛媛県松山市大手町1丁目11-1 愛媛新聞・愛媛電算ビル2F

TEL:(089)948-8511 / FAX:(089)948-8512

詳しくはインターネットで [愛媛県事業引継ぎ支援センター](#) [検索](#)